

建設業労働災害防止協会 ヒアリングシート

1. 労働災害防止計画に即応した業務	
特に重点とする事項	(1) リスクアセスメント普及促進
	(2) 建設業労働安全衛生マネジメントシステム(コスモス)の展開
	(3) 安全衛生意識の高揚と安全衛生管理ノウハウ等の共有化
	(4) 建設業における労働災害防止のための調査研究・開発
	(5) 東日本大震災に係る復旧工事安全衛生確保支援事業
進捗状況 (23年度)	(1) 国の指針に基づいて策定した「リスクアセスメント建設業版マニュアル」に基づくリスクアセスメントの確実な実施を図るため、広報を通してマニュアルの周知を図るとともに、リスクアセスメントを取り入れた既存講習用テキストの見直しを昨年行い、そのテキストに基づき各種安全衛生教育を推進している。 ＜既設教育の実施状況(参考)＞ 第1四半期分 総合工事業者のためのリスクアセスメント研修 開催支部 回数 修了者数 11支部 11回 310名 職長のためのリスクアセスメント教育 14支部 19回 335名 職長・安全衛生責任者教育 43支部 135回 5,508名
	(2) ①コスモス普及促進事業については、現在2件(2社)の実施である。 ②コスモス認定事業については、現在7件(7社)の実施である。
	(3) 安全衛生意識の高揚と安全衛生管理ノウハウ等の共有化 本年度の第48回全国建災防大会は、広島市において10月6日、7日開催する。 初日、総合部会において、永年にわたる労働災害防止活動の実績ある個人および熱心に安全衛生活動を展開し優秀な成績をあげた現場、店社を会長が表彰し安全衛生意識の高揚を図ることとしており、本大会では524の個人、会社、建設現場等を表彰対象としている。 また、二日目の専門部会は、安全衛生管理ノウハウ情報の共有化を図ることを目的として、「リスクアセスメント・コスモス部会」、「土木建築施工部会」、「安全衛生教育部会」および「住宅部会」を設置し最新の情報と会員各社の安全衛生管理活動の成果を発表するとともに、本年3月11日に発生した「東日本大震災」に関連し、「阪神淡路大震災」、「中越大地震」の復興工事に携わった経験者や有識者をパネラーに迎え、2つの部会でシンポジウムを開催する。シンポジウムでは、今後、本格化する復興工事で、建設工事関係者が労働災害に遭うことがないよう、その防止対策を図るのがねらいである。全国大会各部会の開催準備活動をほぼ終え、準備活動も最終段階を迎えている。 なお、本大会にあわせ安全衛生保護具、標識、測定器等の展示会を開催する。 一方、各支部および各企業においても、全国安全週間等に併せ、安全衛生大会、現場パトロール等の安全衛生活動を積極的に展開している。
	(4) 建設業における労働災害防止のための調査研究・開発 建設工事における安全衛生経費の確保を図り、建設事業者が行うリスクアセスメントの的確な実施を促進するため、建設労務安全研究会及び社団法人建設産業専門団体連合会の協力を得て、これまで検討してきた「安全衛生経費標準リスト」及び「安全衛生経費積算明細表」の妥当性、実用性を測るため、実際に完工された建設工事に適用して検証を行っている。
	(5) 東日本大震災に係る復旧工事安全衛生確保支援事業 岩手、宮城、福島の3県に支援センターを7月以降順次開設し、現場指導のための指導員、新規参入者教育の講師を委嘱・配置するとともに、指導用教材、教育用テキスト等を作成した。(8月末日現在、現場巡回指導延べ59現場、安全衛生相談延べ14件、新規参入者教育、延べ52事業場)

2. 労働災害防止規程の法令水準との比較(業種別団体のみ記入)		
法令水準を特に上回っている事項とその理由	次に示す事項は、法令を上回る主なものである。 (1)危険予知活動(KYK)の実施等(第6条) 法令上、危険予知活動(KYK)実施の規定はなく、防災規程独自のものである。建設業では、店社及び工事現場での自主的な安全衛生活動の取り組みが安全衛生水準の向上に極めて重要である。法第28条の2に基づく危険性又は有害性等の調査等、安衛則第24条の2に基づく労働安全衛生マネジメントシステムに加えて、屋外型産業の建設業では、現場での作業環境の変化にも即応するため、危険予知活動(KYK)の実施を規定した。 (2)リスクアセスメントに関する教育等自主的な教育の実施(第8条) 安全衛生管理体制の確立には、リスクアセスメントに関する教育等、企業が自主的に行う安全衛生教育、研修の実施、労働者に受講の機会を与えることが重要であることから規定を設けた。 各号に掲げる教育研修のうち、「(4)安全衛生管理業務に関する能力向上教育」及び「(5)危険又は有害な業務に従事する者に対する安全衛生教育」は、法第19条の2及び法第60条の2に規定する努力義務であるが、それ以外の教育研修は、防災規程独自のものである。 (3)安全帯取付設備の構造等(第14条) 法令上このような規定はなく、防災規程独自のものである。 安衛則第521条第1項で定める取付設備を設置することに加え、防災規程ではその設置場所、使用方法等を関係作業者に周知することが労働災害防止上、重要であることから規定を設けた。 (4)車両系建設機械を用いて行う作業時における運転者の指名(第68条) 法令上このような規定はなく、防災規程独自のものである。 作業計画に基づき運転者を配置する場合、車両系建設機械の運転者を指名し、その者の氏名を掲示することにより、作業中、周囲から誰が運転者かが明確にわかり、資格を有していない者、指名されていない者の運転による労働災害の防止を図ることができることから、規定を設けた。 (5)飛来・落下による危険防止のための朝顔、防網等の設置(第136条) 法令上、取付設備の性能についての規定はなく、防災規程独自のものである。 材料等の落下による労働災害を防止するため、安衛則第537条で定める防網の設置の他に朝顔等を規定し、著しい損傷、腐食がないこと、継ぎ目はすき間がないことなど、その設備の性能をも規定した。 (6)道路工事における走行路上の作業場所での災害防止対策(第140条) 法令上このような規定はなく、防災規程独自のものである。 道路等走行路上の作業場所(例えば、道路の改修工事や橋梁の架け替え工事等の作業場所)において、第三者の通行車両が作業場所に進入することによる交通労働災害の防止を図るため、交通誘導員を配置し、囲い、柵、ガード等を設置しなければならないことを規定した。	
規程を追加・変更する際の仕組み	労働災害防止規程の設定又は変更の手順は、次のとおりである。 (1)災害の発生状況、安全衛生の技術レベルの向上等の動向から建災防内に設置された「施策検討委員会」に設定又は変更を行う旨を諮る。 (2)事務局は、これを受けて建設業界及び建災防の役員、管理士等の専門家で構成する検討委員会において防災規程の原案作りを行う。 (3)団体法第40条に基づき、関係労働者を代表する者及び学識経験者の意見を聞く。 (4)意見を聞いた原案を理事会に提示し、総代会の議案にすることを決定する。 (5)団体法第48条第3項に基づき、総代会の議決を得る。(防災規程の設定) (6)団体法第38条に基づき厚生労働大臣の認可を受ける。(効力の発生)	
3. 理事(理事数:73名)		
現在の理事数を必要とする理由	防災団体は、事業主が自主的に積極的な労働災害防止対策を講じる方策として、労働災害防止を目的とした事業主団体として設立したことから、建災防の理事は設立発起人である最大手の建設会社の代表者及び各都道府県の支部長(各都道府県の建設業協会の会長を兼務する者を多く含む)、各種専門工業業団体の会長等、関係団体の長を理事(非常勤・無給)として選任することにより、建設業に携わる関係者が一体となって、かつ、全国斉一的に労働災害防止団体活動の展開が図られるようにしている。	
4. 理事会		
理事会の開催実績(22年度)	平成22年5月(常任理事会・理事会) 平成22年9月(常任理事会) 平成23年3月(震災のため中止)	
審議内容	事業計画(22年度)	事業計画の以下の項目 1. 教育事業 2. 建設業労働安全衛生マネジメントシステム(コスモス)推進事業 3. 安全衛生意識の高揚及び安全衛生管理ノウハウの共有化のための事業 4. 調査研究事業 5. 安全・衛生管理士による指導・支援事業 6. 国際交流事業 7. 国からの付託事業 について説明し、承認を得た。
	収支改善(22年度)	組織・財政の整備及び財政基盤の強化を図り、本部・支部が連携して計画的な事業運営を行う。 (1)体制の整備 (2)事業の効率的運営 (3)業務実績評価を踏まえた事業の改善等
	コンプライアンス(18年度～23年度)	5月の理事会時に事業及び経理について、監事(4人)により監査し、報告を行った。 (18～23年度 指摘事項なし)

5. サービスの向上の取組	
会員及び利用者の評価 や要望を取り入れる仕組み	全国大会参加者に対するアンケートの実施(平成22年10月)
実績(22年度)	上記のアンケート 1,899件(平成22年10月)
6. 支部	
支部の運営主体	都道府県建設業協会(47)
支部の運営に対する本部のチェック体制と実績 (22年度)	支部が実施の各種技能講習の実施運営に関して、安衛法、登録省令等の関係法令、関係通達等で定められた事項、業務規程で定めた事項、及び「技能講習の業務運営の進め方」に基づく実施運営状況について、支部が行う内部監査の実施結果を踏まえて監査し、支部の実施する技能講習の適正な業務運営の執行を推進するため、技能講習に関する本部監査を毎年継続して実施している。 平成22年度は事務局長が交替した支部を中心に5支部(北海道、秋田、山形、東京、山梨)に対して実施した。 ①平成22年度支部事業報告により、支部の事業実施状況と財政状況の把握 ②支部規程や会費規程の変更について指導を行う。なお、会費徴収基準の変更は本部常任理事会の審議を経て実施 ③適正な技能講習等教育事業の実施を図るために支部監査を実施(上記5支部)
支部に理事、監事、総会 が存在する理由	各都道府県の実情に即した効果的な労働災害防止活動を行うため、定款に基づき支部規約準則により、47都道府県に支部を設置している。支部は、本部と同様の組織要件(支部の行う業務、役員等に関する規定、支部総会及び理事会に関する規定等)を備えた組織として、地元会員による運営を行っている。このため、適正な事業を実施するため、会員の中から理事を任命し、監査を行う監事を置き、総会において会員に諮り、その同意に基づき支部活動を展開している。

会費の使途内訳及び支部運営費の財源

建設業労働災害防止協会

▼会費の使途内訳

【会員会費】

(単位: 千円)

年度	20	21	22
会費収入	1,167,584	1,106,595	1,080,213
使途内訳			
本部経費	0	0	0
支部経費	1,167,584	1,106,595	1,080,213

会費の徴収事務は支部が実施し、その支部の運営費として交付している

【賛助会員会費】

(単位: 千円)

年度	20	21	22
会費収入	4,800	4,980	5,090
使途内訳			
本部経費	4,800	4,980	5,090
支部経費	0	0	0

▼支部運営費の財源

(金額の単位: 千円)

年度	20		21		22	
	金額	財源	金額	財源	金額	財源
事業費	1,260,505	支部事業収入	1,412,734	支部事業収入	1,146,732	支部事業収入
人件費・管理費	1,865,300	会費収入 支部事業収入	1,734,714	会費収入 支部事業収入	1,652,995	会費収入 支部事業収入